

日本プライマリ・ケア連合学会東京都支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、日本プライマリ・ケア連合学会東京都支部と称する。

(地域)

第2条 本会は、日本プライマリ・ケア連合学会の対象とする地域は東京都とする。

(目的)

第3条 本会は、東京都のプライマリ・ケアの充実・発展を通して地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) プライマリ・ケア能力を向上させるための医師向け講習会
- (2) プライマリ・ケアのための指導医や教員の育成のための講習会など
- (3) 多職種連携のための教育、研修
- (4) 東京都民に対するプライマリ・ケアの啓発活動
- (5) 東京都におけるプライマリ・ケアの体制や教育・研修などに関わる調査研究
- (6) 男女SOGIなどの共同参画に関わる事業
- (7) その他の事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 日本プライマリ・ケア連合学会の正会員資格を持ち、連絡先として学会に届け出た住所地在東京都内の個人
- (2) 学生会員 日本プライマリ・ケア連合学会の学生会員資格を持ち、連絡先として学会に届け出た住所地在東京都内の個人
- (3) 賛助会員 日本プライマリ・ケア連合学会の賛助会員資格を持ち、連絡先として学会に届け出た住所地在東京都内の個人又は団体

(入会)

第7条 本会への入会は、日本プライマリ・ケア連合学会への入会による。ただし、連絡先として学会に届け出た住所地在本会の構成都市内である者に限る。

(退会)

第8条 本会の退会および会員資格喪失に伴う事項については、日本プライマリ・ケア連合学会の規定に準じる。

第3章 議員

(議員)

第9条 本会の議員は、連絡先として学会に届け出た住所地が東京都内の日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事をもってこれにあてる。

(議員の任期)

第10条 本会の議員の任期は、日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事の任期に準じる。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 幹事 1名
- (4) 監事 2名

(選任等)

第12条 支部長は、議員の中から議員の互選により選任する。

- 2 副支部長は、議員の中から支部長が選任することができる。
- 3 幹事は、議員の中から支部長が選任することができる。
- 4 監事は、議員の互選により選任する。

(支部長の職務)

第13条 支部長は、本会を代表し、その業務を執行する。

(副支部長の職務)

第14条 副支部長は、支部長を補佐し、本会の業務を執行する。

支部長に事故があった場合には副支部長がその職務を代理する。代議員であることを問わない。

(幹事の職務)

第15条 幹事は支部長を補佐し、本会の業務を執行する。代議員であることを問わない。

(監事の職務)

第16条 監事は、本会の事業並びに財産及び会計の状況を監査する。

(役員任期)

第17条 役員任期は、日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事の任期に準じる。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(解任)

第19条 役員は、議員総会の決議によって解任することができる。

第5章 議員総会

(構成)

第20条 議員総会は、すべての議員をもって構成する。

(権限)

第21条 議員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 監事の選任
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他、本会の運営に必要と思われる事項

(開催)

第22条 定時議員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時議員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 議員総会は、支部長が招集する。

(議長)

第24条 議員総会の議長は、議員総会で選出する。

(定足数)

第25条 議員総会は、議員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 議員総会における議事は、出席した議員の過半数をもって決する。

2 議決権は、議員1名につき1とする。

(書面表決)

第27条 やむを得ない理由のため議員総会に出席できない議員は、議長又は他の議員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その議員は出席したものとみなす。

第6章 会計

(会計)

第28条 本会の会計は、交付金、寄付金、事業収入、補助金をもって支弁する。

(財産の管理・運用)

第29条 本会の財産は、支部長が管理・運用する。

(事業計画及び収支予算)

第30条 本会の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに支部長が作成し、直近の総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第31条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、支部長が作成し、監事の監査を受け、直近の総会に報告するものとする。

(会計原則)

第32条 本会の会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第7章 規約の改廃

(規約の改廃)

第33条 本規約は、議員総会の議決により改廃することができる。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 本会の事務を処理するため事務局を設置することができる。

2 本会の事務局業務の全てまたは一部を外部委託できる。

以上

2020年7月9日 規約草案
2021年6月20日 規約承認
2023年5月21日 一部改訂